

吸収合併に関する事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に規定する書面)

2021 年 9 月 1 日

株式会社キッツ

2021年9月1日

千葉県美浜区中瀬一丁目10番1

株式会社キッツ

代表取締役社長 河野 誠

吸収合併に関する事前開示書面

当社は、当社を吸収合併存続株式会社、当社の100%連結子会社である三吉バルブ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条の定めに基づき、吸収合併契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置きます。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の対価の定めに関する事項

該当事項の定めはありません。

4. 吸収合併消滅会社に関する事項

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容 別紙2のとおりです。
- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以降における債務の履行の見込みに関する事項

本合併後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の当社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従いまして、本合併後における当社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

7. 本書面の備置開始日後、本合併が効力を生ずる日までの間に上記事項につき変更が生じ

たときにおける当該変更後の内容

本書面の備置開始日後、上記事項に変更が生じた場合には、別途、書面を備え置いて開示することといたします。

以上

別紙 1

吸収合併契約の内容



合併契約書

株式会社キッツ（以下「甲」という）と三吉バルブ株式会社（以下「乙」という）は、次のとおり合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という）を行う。

吸収合併存続会社：（住所）千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番1
（商号）株式会社キッツ

吸収合併消滅会社：（住所）千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番1
（商号）三吉バルブ株式会社

第2条（合併対価及び合併に際して発行する株式）

甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、本合併に際して、新株式の発行は行わず、対価の交付も行わない。

第3条（本合併による定款の変更）

本合併による甲の定款変更は行わない。

第4条（本合併により増加すべき資本金等）

本合併により、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第5条（合併承認総会）

甲は、会社法第796条第2項に定める簡易合併の手続により、乙は、会社法第784条第1項に定める略式合併の手続により本契約に関する株主総会の承認を行わない。但し、本合併手続の進行に応じて必要があるときは、甲は、株主総会を開催するものとする。

第6条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2022年1月1日とする。但し、必要あるときは甲乙協議のうえこれを変更することができる。

第7条（財産の承継）

乙は、2021年12月31日の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加減した資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条（合併前の注意義務、報告、協議義務）

1. 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務執行、財産の管理・運営にあたるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間に生じる経営上の重要な事項に関しては、事前に報告し合い、甲乙協議のうえ決定し、実行する。

第9条（従業員の承継）

甲は、乙の従業員全員を効力発生日において、甲の従業員として引き続き雇用するものとし、その取扱いについては甲乙協議のうえ決定する。

第10条（解除条件）

本契約は、第5条但書きに規定する甲の株主総会の承認が得られなかった場合、又は法令に規定された関係官庁の承認が得られなかった場合には、効力を生じない。

第11条（契約内容の変更及び解除）

本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の資産もしくは経営状態に重大な変動が生じ、あるいは甲又は乙の資産もしくは経営状態に重大な瑕疵があることが判明した場合には、甲乙協議のうえ合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条（協議事項）

本契約に規定のない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議のうえこれを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2021年8月4日

（甲） 千葉市美浜区中瀬一丁目10番1

株式会社キッツ

代表取締役社長 河野 誠



（乙） 千葉市美浜区中瀬一丁目10番1

三吉バルブ株式会社

代表取締役社長 小原 克尋



別紙 2

最終事業年度に係る計算書類等の内容

第96期 計算書類

自 2020年 4月 1日
至 2020年12月31日

三吉バルブ株式会社

貸借対照表

2020年12月31日現在

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	223,652	【流動負債】	42,618
現金及び預金	1,490	買掛金	27,461
受取手形	10,240	未払金	5,130
電子記録債権	56,427	未払費用	7,461
売掛金	38,235	預り金	3
貯蔵品	229	未払法人税等	379
関係会社貸付金	107,397	賞与引当金	909
未収入金	9,488	未払消費税	1,225
仮払金	10	その他流動負債	46
前払費用	278	【固定負債】	174
貸倒引当金	△ 145	長期繰延税金負債	174
【固定資産】	5,164	負債合計	42,792
【有形固定資産】	0	(純資産の部)	
工具器具備品	0	【株主資本】	184,707
【投資その他の資産】	5,164	資本金	50,000
投資有価証券	5,164	資本剰余金	209
		再評価積立金	209
		利益剰余金	134,497
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	121,997
		(繰越利益剰余金)	121,997
		【評価・換算差額金】	1,316
		その他有価証券評価差額金	1,316
		純資産合計	186,024
資産合計	228,817	負債・純資産合計	228,817

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示している。

損益計算書

自 2020年4月1日 至 2020年12月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
【売上高】		
商 品 売 上 高	259,564	
ラ イ セ ン ス 料	14,564	274,129
【売上原価】		
期 首 商 品 棚 卸 高		
商 品 評 価 損 戻 入		
当 期 商 品 仕 入 高	204,055	
材 料 費	8,667	212,723
売 上 総 利 益		61,405
【販管費及び一般管理費】		
販管費及び一般管理費合計		30,295
営 業 利 益		31,110
【営業外収益】		
受 取 利 息	197	
受 取 配 当 金	110	
貸 倒 引 当 金 戻 入	5	
雑 収 入	79	392
【営業外費用】		
売 上 割 引	27	
雑 損 失	0	27
経 常 利 益		31,476
【特別損失】		
有 形 固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		31,476
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		10,559
当 期 純 利 益		20,917

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示している。

株主資本等変動計算書

自 2020年4月1日 至 2020年12月31日

(単位：千円)

	株主資本							評価・ 換算差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主 資本 合計		
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計		その他 有価証 券評価 差額金	
2020年4月1日 期首残高	50,000	209	209	12,500	137,079	149,579	199,789	1,039	200,828
当期変動額									
剰余金の配当					△ 36,000	△ 36,000	△ 36,000		△ 36,000
当期純利益金額			—		20,917	20,917	20,917		20,917
株主資本以外の 項目の当期変動額(純 額)			—			—	—	277	277
当期変動額合計	—	—	—	—	△ 15,082	△ 15,082	△ 15,082	277	△ 14,804
2020年12月31日 期末残高	50,000	209	209	12,500	121,997	134,497	184,707	1,316	186,024

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法に基づく原価法

②たな卸資産

製品及び商品 総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

貯 蔵 品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

工具、器具及び備品 5年

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属する金額を計上しております。

(4) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によることとしております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用することとしております。但し、リース取引開始日がリース料の総額が300万円未満の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

②連結納税制度の適用

2003年3月期から連結納税制度を適用しております。

③連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

④決算期変更に関する注記

2020年6月22日開催の株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算日を3月31日から12月31日に変更しております。当該変更に伴い、決算期変更の経過期間となる当事業年度は、2020年4月1日から2020年12月31日までの9か月となっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における発行株式の種類及び総数 普通株式 100,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	2020年6月22日
株式の種類	普通株式
配当金の総額(千円)	36,000千円
1株当たりの配当金(円)	360円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月23日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期となるもの

決議	2021年3月22日
株式の種類	普通株式
配当金の総額(千円)	20,000千円
1株当たりの配当金(円)	200円
基準日	2020年12月31日
効力発生日	2021年3月23日

3. 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。